

被害・リスク・予防、そして合理性

一ノ瀬 正樹

一 被害の概念

「罪刑法定主義」という考え方がリーガルマインドの基本であることは常識であろう。犯罪そして刑罰の内容はあらかじめ法によって規定されていなければならない、別言すれば、法によって犯罪として規定されていない行為類型は、たとえなんらかの意味で加害行為であったとしても、犯罪とは見なされず刑罰も科せられない、とする考え方がある。以前には想定されえなかった仕方でも他人に害を及ぼした場合（想定されえないので例を出しにくい）、たとえば、iPS細胞の技術を用いて間接的かつ晩発的に他者に危害を加えるような場合）、それは、たとえ意図的なものであったとしても、法に規定がない以上、犯罪とは見なされない。このことは、わが国では、日本国憲法第三十一条「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない」に明言されている。

しかし、この「罪刑法定主義」の考え方は、少し冷静に吟味してみるならば、不可思議な描像を促すものでもある。すなわち、「罪刑法定主義」に従うならば、ある加害行為が犯罪に該当するかどうかは法的規定に照らして判断され

るべきことになり、したがって實際上、裁判の過程を経てはじめて当該加害行為が犯罪かどうかが確定することになるのであり、それゆえ、加害行為が発生した時点では、それが犯罪かどうかは未定である、という見方である。これがなぜ不可思議か。ポイントは二つある。一つには、明らかな加害行為（ナイフによる他者の刺殺など！）が目の前で発生したとしても、それがただちに犯罪になるかどうかは断定できない、という点である。違法性の問題（先のi P S細胞の例や、外科医が手術中に患者を死に至らしめてしまった場合などを想起せよ）、責任能力の問題（刑法三九条を想起せよ）などがあり、加害行為イコール犯罪行為、とは即断できないのである。刺殺行為がただちに犯罪だとは言えない、というのは確かに不可思議であろう。そしてもう一つには、ある時刻tにおける加害行為aが犯罪行為かどうかは、時刻tよりずっと後になって遡及的に決定される、という点である。言い換えれば、犯罪行為とは、物理的な時間軸の中で発生する出来事ではなく、司法という制度の負荷のもとで、過去に遡る形で誕生してくる事象なのである。ある意味で過去が創造されることにもなり、不可思議な事象であると言わねばならない。いずれにせよ、そうした意味で、犯罪とは、自然現象とは根本的に異なる。刑法学者の白井駿はこの点についてこう述べる。

国家権力の発動より前に「犯罪は既成である」と考えることはできない。すなわち、通常、犯罪として観念されているものは、将来において、あるいは犯罪とされるかもしれないものである。それは犯罪へと加工されるかもしれない素材に過ぎず、未完成状態の一社会現象にすぎない（白井、一九八四、二三頁）。

そして白井は、犯罪が加工されていくプロセスを「可罰化加工過程」（白井、一九八四、二五頁）と呼んだのであった。

一つ注記しておいてよいのは、たとえ犯罪が、白井の言うように、可罰化加工過程によって形成されてくるものとしても、少なくとも素材としての現象はやはり一種の自然現象として当該時刻に発生していなければならぬということ、私の言い方に沿うならば、過去に遡るときの、遡り先の、過去時点での現象発生という、いわば現実態（エ

ネルゲイア)が、やはり織り込まれているということ、この点である。この点の注記は、後の論の展開に徐々に生きてくるだろう。

いずれにせよ、罪刑法定主義を建て前とする以上(実際そうである)、犯罪が制度負荷的な事象であって、自然現象とは異なること、この点が確認される。そしてこのことは、犯罪「被害」という概念もまた、連動的に、制度負荷的なものであって、単なる自然現象とは異なるものであることを含意する。法哲学者のアントニー・ダフの言葉を引いておこう。

犯罪の被害者は単に害を被っただけではなく、悪いことをされたのである(wronged)。被害者は、自然災害、あるいは単なる不運とは区別された、悪いこと(a wrongful)を被ったのである(Duif, 2003, p. 46)。

そして、注記を繰り返すなら、犯罪被害者は悪いことをされたのであるが、その前提として、「害を被った(harmed)」という現実態としての事実事象がやはり織り込まれていることも、確認しておきたい。

本稿は、こうした論点の確認を端緒として、「被害(harm)」そして「リスク(risk)」の概念について吟味したうえで、「予防原則(precautionary principle)」と呼ばれる被害対処についての考え方を検討し、そのあからさまな「不合理性(irrationality)」に注目しつつ、被害性をめぐる合理性概念の働きについて、その実相をえぐり出す出発点を構築することを目指すものである。具体的検討素材として、二〇一一年三月一日に発生した東日本大震災と福島第一原発事故に起因する、いわゆる「放射能問題」を取り上げ、それに沿う形で議論を展開したい。

二 原発事故・放射能問題と二つのアプローチ

福島第一原発事故と、それによる放射性物質拡散は、さまざまな意味で、まことに甚大なる影響を及ぼした悲劇で

あった。あの事故以来、混乱が混乱を呼び、論点は錯綜し、二年半近くが経った現在でも、事故の物理的側面と私たちの心理的側面の両面において、混沌状態が継続している。このことにはいろいろな要因がある。私が見るに、こうした混沌の根底には、異なる問題を同次元で論じてしまうという混同が潜在しているように思う。この点について私はすでに別項にて論じたので（一ノ瀬、二〇一三b）、ここでは要点を簡単に振り返るにとどめた。

まず、今回の問題は、全体として、この困難に際して私たちはどうすべきか、という規範的モラルが主題として論じられている、ということはおそらく前提として間違いない。津波震災それ自体は自然現象だが、そして放射線もまた自然現象ではあるのだが、私たちが面している問題は、単に自然現象を記述的に解明するという課題ではない。道徳、政治、経済といった文脈において、どうすべきか、という人為的な位相での問題性が吹き出しているのである。しかるに、事故や災害に関する規範的モラルを論じるとき、二つの異なる（場合によっては相反する）アプローチが混同される傾向にある。それは、



の二つである。

私が「形而上学的アプローチ」と呼ぶのは、原発事故も含めて、災害一般について長期的視点、あるいは永遠的視点から考える視点であり、究極的には、「宇宙」「死」「生命の意味」「幸福とは何か」といった形而上学的主題にコミットすることになる視座のことである。これに対して、「認識論的アプローチ」と私が呼ぶのは、特定の災害あるいは事故について、短期的に、とりわけ現在の現実の困難状況に焦点を合わせて規範的提言を行う視点のことであり、放射能問題に即して言えば、放射線被曝の人体への影響、避難行動に伴う危険性、被災地産物忌避の現状分析などを、データ処理や確率的推定を経験科学的仕方で遂行していくことで、今後の指針を導き出すというアプローチのこと

である。

この二つのアプローチを、当為を導く規範的モラルを提示するという目的のもと、福島原発事故と放射能問題に対して適用するとき、奇妙なねじれが発生する、というのが私の診断であった。まず、「形而上学的アプローチ」を原発事故に適用するとき、有力な考え方として原発廃止運動が出てくるだろうし、実際にそうである。事故発生可能性があり深刻な被害発生可能性があるものは、ない方がよいに決まっている、という見方に基づくのだと思われる。そして、これは、廃棄物処理や廃炉のプロセスなどを考えたとき、かなり長期的な視野をもつ運動とならざるをえない。そして、こうした原発廃止運動の動機を探っていくと、安全な社会生活、ひいては長寿で健康な生活を幸福の模範とする価値観があり、さらに掘り下げれば、おそらく、「永遠の命」を統整的理念としてゴールに思い描くような、いのち観・幸福観があるのではないかと考えられる。

こうした「形而上学的アプローチ」は、ジャン・ピアール・デュブイのいう「破局」の概念、すなわち、長期的に見てつねに潜在する大災害によるカタストロフィーの可能性を見据えて、新しい倫理学を構築しようという立場にのぞと結びついていく。ハンス・ヨナスのいう「未来倫理」とも対応する視点である。ただ、私が思うに、「長期的に見て」という射程をどこまで広げるかによって、様相が変容するだろう。哲学的に厳格に言えば、「形而上学的アプローチ」は、究極の、ほぼ確実に発生する大災害、つまり太陽の寿命がおおよそ五〇億年後に尽き、地球も飲み込まれる、そして人類が消滅する、という宇宙の未来史に沿った大災害を考慮に入れたモラルの提言に至らなければならない。

こうした射程で考えるとき、議論は大きく二股に分かれる。どうせ滅亡するのだというペシミズムと、そんな先のことは措いておいて、当座の人類存続に焦点を合わせよう、そうすれば、これまで人類が生き残ってきたことからの外挿で、なんとかサイババルしていけるだろうとするオプティミズムとの、二つである。おそらく、多くの人々、多くの倫理学説は、実際上オプティミズムを暗黙に前提している。そうでなければ、モラルを語り、道徳的改善を目指

せないからだ。けれども、それはあくまで、「そんな先」のことを考慮に入れない限りである。

では、「そんな先」とはいつからのことか。曖昧性が呼び込まれてしまうことは不可避である。結局、曖昧性の「ソライティーズ・パラドックス」に陥るといふ本性からの帰結として、なんのことはない、「形而上学的アプローチ」を採っても、「いま現在」を基点とする近傍のみを射程に入れることへと傾斜していつてしまうように思われるのである。「いま現在」のことはある程度分かっているで、どうしてもそちらへと心理的に引き寄せられてしまうだろうからである。そして、「いま現在」さしあたり私たちは生存している、という事実立脚して、それが保守できる、なんとかなる、という潜在的願望が生まれ、モラルを提起していこうとなる。そういう意味で、将来世代のための原発止運動とて、原発廃止によって一層の幸福が近未来的に実現できる、とする、現在ただいまの情報レベルでのオプティミスティックな判断に依拠していると言えるのではないかと私は思うのである。

あるいは、絶望しているけれども、何かをせずにいられない、ということなのだろうか。福島第一原発それ自体の収束にはほど遠い現状、そしてその直近地域の放射線量の高さを思うと、多くの人々が絶望的な気持ちを抱くことは間違いない。しかし、私たちは生きています。もしかしたら、子や孫の世代には、事態が少しは改善されるかもしれない。そういう、わずかなオプティミズムが、やはりながしかの行動を促しているように私には思えるのである。本当に絶望しているならば、人は氣力を失う。自暴自棄しかない。けれども、原発に対する人々のさまざまな反応が自暴自棄による行動であるとはとうてい思えない。何かを実現したいがための活動であることは疑いないだろう。いずれにせよ、長期を見据えた「形而上学的アプローチ」は、短期に焦点を合わせた「認識論的アプローチ」と意味的な対照性をもちつつも、事実として、「認識論的アプローチ」と部分的にオーバーラップしていくことになると思われるのである。

三 「認識論的アプローチ」のプライオリティ

原発事故・放射能問題に関してモラルの問題を考えると、当たり前のことだが、ただいま現在生じている困難性に目を背けてはいけない。というより、そうした現在進行形の困難性を少しでも解決することに向けて提言を行おうとすることが、こうした災害に遭遇した世代の研究者の責務と言ってよいだろう。では、ただいま発生している困難性とは何か。ここでは、原発それ自体の現状と、その直近地域の状況は、さしあたり別にしておこう。それは、モラルの問題と云うよりも、フィジカルかつ記述的に解決していくべき課題だと思われるからである。したがって、注意を向けるべきは、福島第一原発が事故によって放射性物質を拡散させてしまったことに起因する、原発敷地・直近周辺地域の外部における困難性である。

まず、私が理解している限り、急性の放射線障害はまったく発生していない。放射線そのものについては、いわゆる低線量被曝と、それによるがん発症・がん死への懸念という問題が発生しているだけである。しかし、それ以上に深刻であり、待ったなしのイシューは、放射性物質拡散から間接的に発生しているところの次のような困難性である。すなわち、自宅からの退避を求められ避難生活を続けている人々の避難生活に起因する苦悩、規制値以下の放射能値の産物を生産しても忌避感という壁に当たり苦しんでいる、被災地の生産者の方々の苦悩、さらには、とくに被災地にとどまる若者たち（とりわけ若い女子生徒たち）が暗黙的に被っている心理的ダメージ¹⁾、これらである。こうした問題に対処するには、避難生活の現状や、生産物の放射性物質の測定値など、データを収集し公開していくしかない。これは被災地支援・被災地復興にかかわる課題であり、まさしく「認識論的アプローチ」に属する主題である。

ぜひにもここで強調したいのは、以上の考察から分かるように、二つのアプローチは、オーバーラップしあう境界線領域をもちつつも、視線としてはまったく異なるところを向いている、という点である。すなわち、「形而上学的アプローチ」に沿う原発廃止運動と、「認識論的アプローチ」に即した被災地支援とは、まったく異なる主題であるということ強く確認したのである。ここから、原発廃止運動をするだけでは「認識論的アプローチ」による被災地支援が置き去りにされてしまうこと、逆に、被災地支援活動として、たとえば「食べて応援」といった活動をする

ことは、「形而上学的アプローチ」から見れば、原発事故の責任をうやむやにして、このままなくすしに原発維持の姿勢を黙認することになり、長期的には大なる不利益を私たちにもたらすのではないかと批判される対象になりうる、といった相反の関係も浮かび上がってくる。言い方を換えれば、原発の是非の問題と、放射線被曝の健康影響や避難関連被害や被災地産物忌避などの問題とは、まったく別問題であり、きっちり区別されねばならないということ、このことが確認されてくるのである。

こうした相反関係を前にして、私自身は、どちらのアプローチの意義も承認するとしても、立ち向かうべきプライオリティは間違いなく「認識論的アプローチ」にかかわる諸問題にあると考えている。被災した方々において現実には発生している被害を前にして、将来世代の安全を語っても、何か的外をしている、あるいは順番が違うように感じられるのである。電力会社の責任問題、エネルギー問題は、時間を掛けて取り組むべき課題であり、それは粘り強く行っていくべきだが、いまはまずもって被災地復興という目前の課題へと邁進するべき時期ではないだろうか。

四 低線量被曝問題

こうした立論に対して、当然提起されるであろう反論は、たとえ「認識論的アプローチ」の「形而上学的アプローチ」に対するプライオリティを承認したとしても、そうした観点から遂行されるべき行動は、被災地支援だけではない、むしろ福島県を越えて広がっている低線量被曝問題もまた、その規模と深刻さにおいて当然に考慮に入れられなければならない、というものであろう。この点については、私は、一ノ瀬『放射能問題に立ち向かう哲学』において詳しく論じた（一ノ瀬、二〇一三a）。まず、再確認しておくべき前提は、福島第一原発そのものと、その直近の地域における放射性物質拡散の度合いの深刻さを別にすれば、現状、福島県民の追加的外部被曝もまた、事故後三カ月の積算実効線量で、九九パーセント以上の方が一ミリシーベルト以下である、という点である。念のために幅をもたせて見積もっても、積算実効線量で五ミリシーベルト以内、という基準で考えれば、福島県のほぼ全員に近い方々がそ

の基準を満たしている。また、追加的内部被曝に関しても、ホール・ボディ・カウンターによるかなり正確な測定が積み重なり、事故初期の放射性ヨウ素による若干の初期被曝はあったにせよ、家庭菜園の野菜や野生のイノシシを食している一部の方々を別にして、ほぼゼロである。こうした外部・内部被曝についての現状は物理学者の早野龍五の詳細な研究報告に基づく (<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/uploaded/attachment/7576.pdf>)。こうした客観的データに基づく事実を、まず前提しなければ、実のある議論はできない。外部被曝に関して、しばしば、時間当たりの空間線量 $\times 24 \times 365$ によって年間の被曝線量が語られがちだが、人々が受ける実際の被曝線量と空間線量とは異なることに注意しなければならない。実際の被曝線量は、ガラスバッジなどの個人線量計によって測定されるべきである。個人線量計による被曝線量は、空間線量のおおよそ四分の一程度になることが知られている。

こうした前提のもと、問うべき問題は、最大で五ミリシーベルトほどの被曝が、避難関連死(病死や自殺など)に匹敵する程の実害であると言えるのかどうか、という問いであろう。前段で触れた反論は、低線量被曝は実際に生じている被害である、という認識に立脚していると思われるからである。実際、脱原発ならぬ「脱被曝」という言葉さえネットを飛び交っており、それは被曝を避けることが道徳的に求められているという認識を前提しているように感じられる。ということは、被曝することは道徳的な意味で害悪であると捉えられていることを逆に含意しているだろうでは、事実として、私たちの身体は、最大で五ミリシーベルトほどの放射線を被曝するとどうなってしまうのだろうか。

放射性の人体への影響については、しばしば専門家でもよく分かっている、などと言われることがあるが、新しく開発された化学物質や添加物などと比較すると、放射線の影響は格段によく分かっている。明白な影響が急性的に発生する「確定的影響」と、発がん・がん死という結果が発生する確率に影響を与える「確率的影響」という二つがあり、「確定的影響」は少なくとも一〇〇〇ミリシーベルト(一シーベルト)以上被曝しないと現れない。では、「確率的影響」はどうか。標準的な疫学的見解では、積算で一〇〇ミリシーベルト以上を被曝するとがん死確率が〇・五

パーセント、そうでないときよりも増大する、と言われているが、一〇〇ミリシーベルト以下では、確率的影響がどのような形で現れるか、「影響が小さすぎて分らない」ので、〇ミリシーベルトから一〇〇ミリシーベルトまでの確率的影響に関しては線形に現れるという仮説を立てて対応する、というのが一般に知られた考え方である。いわゆる「LNT仮説」である。つまり、「よく分からない」というのは、「影響が小さすぎて分らない」という意味なのである。

こうした疫学的見解については批判もあり、この論文では当然視はしないし、掘り下げて検討することもしない。ここでは単に、放射線被曝は、ある線量(具体的数値は別として)ぐらいから上になるとデータとして見える影響を及ぼすことが分かっている、ということが押さえられればよい。しかし、放射線を被曝するというのは物理的な事態であり、実際、アルファ線はヘリウム原子核が、ベータ線は電子が、ガンマ線は光子が、私たちの身体にぶつかってくるのではないか。だとしたら、どんな線量であれ、私たちの身体は損傷されるのではないか。

放射線が、とりわけ電離放射線が私たちの身体に当たると、二つの作用を及ぼすことが知られている。「標的効果」と「非標的効果」である。「標的効果」とは、放射線が身体細胞を構成する原子に当たって、そこから電子をはじき飛ばしたり(電離)、外側の軌道に移したり(励起)という作用のことである。これによって、確かに、DNAは損傷を受ける。また、「非標的効果」とは、「標的効果」によって電離された電子が体内の水や酸素分子と反応し「活性酸素」を生み、それが細胞に損傷を与える、という作用のことである。このうち、「標的効果」に関しては、それとがん発生との連関は必ずしも明確になっていないとされている(放射線医学総合研究所編、二〇〇七、八〇頁)。よって、問題とすべきは、「非標的効果」としての「活性酸素」による細胞損傷である、ということになるだろう。

けれども、そうなると、放射線被曝は実際の被害である、という考え方はやや奇妙な帰結をもたらす。論点は二つある。一つには、私たちは、原発事故以前から、さまざまな形(宇宙線、ラドンガス、花崗岩、食品中のカリウム四〇、石炭灰、そして医療被曝など)で外部・内部双方の放射線被曝を、あるいは追加的放射線被曝を、日常的にしている。そ

れも「被害」だと言うならば、「被害」という言葉は空転していくだろう。のみならず、五ミリシーベルト以上の被曝を（地面からの放射線によって）自然の状態ですすまう地域も、この地球上には多々あり、そうした地域でも、とくに突動的な健康被害の報告はされていない。だとしたら、放射線被曝は被害である、というのは理論的に言えない。正確には、「一定の線量以上の放射線被曝によって健康被害が出る恐れが生まれる」という言い方が適切である。

そして、今日利用可能な情報を注意深く収集して、しかもかなり慎重な言い方をして、今回の福島原発事故の低線量被曝に関して、もし積算で五ミリシーベルト程度の追加的被曝が発生したということが現実の事態であるならば、それによって健康被害が出るとは言にくい（ゼロとは言えないとしても）、というのが妥当な評価であろう。このことは逆に、五ミリシーベルトを優に超えるような線量を日常的に被曝しなければならぬのだとしたら、それはほとんど「被害」と呼ぶべき事態に近づく、ということでもある。福島第一原発直近の地域に暮らすことは、「被害」を受ける度合いが高い、という評価が逆に適切なことである。

もう一つの論点は、「活性酸素」は、放射線被曝に限らず、呼吸、運動、食事などの日常的活動の際にもほぼ絶えず発生していて、私たちの身体はつねに活性酸素によって細胞損傷を受けているので、それを被害と言ってしまうと、私たちは、呼吸をするたびに被害を被っていることになり、やはり「被害」という言葉が空虚化していく、という問題である。活性酸素による細胞損傷に対して、私たちの身体は、抗酸化酵素を備えたり、アポトーシス（細胞の自殺）という防御反応によってたえず修復を行っている。ただ、放射線量や、体調や体質などにより、そうした修復機能が追いつかなくなってしまう場合があり、がんが発生することがあるのである。いずれにせよ、放射線被曝がすなわち被害である、とする見方は理論的に不可能であると言わなければならない。言い方を換えれば、「脱被曝」などという言い方で放射線被曝の被害性を強調したり、「ゼロ、ベクレル」を謳う商品表示をしたりすることは、間違ったメッセージを伝えることになり、まわりめぐって有害な結果をもたらすであろう（いや、すでにもたらしている）、ということである。

五 被害とリスクの相違

しかし、少し抑制的に論じよう。ここまでの議論は、暗黙的に、健康「被害」ということで、がん発生という、単なる細胞損傷という以上の、既在の身体異常のことを考えてきた。けれども、「被害」とは、つねに既在性あるいは現実態でなければならぬのだろうか。「被害」とは、いつでも、起こったという事実によって同定される、過去形のものでしかないのだろうか。未来に発生が見越される、ある種の可能態(デュナミス)としての「被害」、という概念はありえないのだろうか。もし、未来に発生が見込まれる可能態としての「被害」概念が認められるならば、放射線被曝は、たとえ低線量であろうとも、「被害」として申し立てができるようにも思われる。こうした可能態としての「被害」とは、「リスク」という概念にほかならないことは言うまでもない。私の推測では、こうしたリスクの概念を介して、多くの人々は、今回の福島原発事故に起因する低線量の放射線被曝がすなわち「被害」であると捉えたのではないだろうか。自然災害ではなく、人為的災害によって健康悪化のリスクが増大したこと、それは被害にほかならない、と。

けれども、こうした見方は、感覚的には理解できるが、理論的にはやはり画竜点睛を欠く。まず、「リスク」の概念を導入したからといって、前節で述べた二つの問題点がクリアされるようには思えない。つまり、放射線被曝による健康被害のリスク、あるいはリスクの増大は、常日ごろ私たちが被っている事実であり、そうしたデフォルトの状態との差別化は難しいという点と、活性酸素が発生しリスクにさらされること自体、放射線被曝に限らずつねに発生している事態であり、それとの差別化も難しいのではないか、という点は、「リスク」概念を媒介させて「可能態としての被害」を認めたとしても依然として困難として残る。この点に関して、原発事故の場合は人為的事故が原因であるという点で、通常の放射線被曝や活性酸素の発生と異なる、という申し立てがあるかもしれない。これはこれで説得的だが、しかしそういう申し立ては、低線量被曝の被害性を成立させるのではなく、原発事故の被害性を主張す

るだけのことになってしまう。原発事故は人為的事故であり、あってはならないものであった、ということの意味するだけで(誰もこのことには同意するだろう)、低線量被曝が被害なのかどうかということについては何も述べたことにはならない。⁽²⁾

さらに、「リスク」というと、平常とは異なる「危険性」と捉え返してしまうことが多いように見受けられるが、それは誤解を招く。まず、「リスク」というのは、私たちが世界に生きている限り、つねに遍在する可能態であり、健康被害のリスクがゼロである、という状態はこの世界には存在しない。電車に乗ること、道を歩くこと、食事をすること、在宅すること、すべてリスクを伴う。私たちはそういう世界に生きているのである。また、リスクを「危険性」と捉えてしまうと、リスク概念の重要な本質を見失う。「リスク」とは、単なる危険性ではなく、量的な概念だからである。たとえば法哲学者のペリーはこのように「リスク」を規定する。

リスクとは悪い結果のチャンスあるいは確率である (Perry, 2007, p. 190)。

つまり、「リスク」というのは「あるかないか」ではなく、「どのくらいあるか」という定量化を概念的に内包する概念なのであり、その際の測定基準として「確率」が利用されているのである。原発事故による低線量被曝もまた、リスクをもたらすものであると捉えられる限り、確率込みで健康影響の問題が論じられなければならない。これは、リスクを論じる際の基本である。

では、このように規定される「リスク」という可能態は、それ自体「被害」であると言えるのか。答えはすでにおよそはつきりしていると言える。「リスク」と「被害」は概念的に異なるのである。「被害」とは基本的に現実態であるのに対して、「リスク」は可能態だからである。このことは、リスクがゼロでない行為が日常的にあふれていることを考えれば、最初から自明である、とも言えよう。たとえば、私が車を運転して国道を通るだけで、国道沿線に

暮らす人を殺してしまうリスクを発生させている (Perry, 2007, p. 204 参照)。あるいは、私が道に立っているだけで、私の背後にいる人の視野を妨害して、その人が事故に遭うリスクを高めてもいる。けれども、私が車を運転すること、道に立っていることは、すなわち他者に被害を与えているということになるだろうか。被害を与える可能性があるとは確かに言えるが、被害を現に与えているとは言えないのではないか。

こうした点は、「リスク」の規定に含まれる「確率」概念を吟味することによっても確認できる。「リスク」に関して「確率」を導入したとき、それはどういう意味か、という問題が生じる。詳細は割愛するが、ここでの確率は、リスクがあくまで被害というフィジカルな事象を論じるツールであることからして、単なる認識的な「信念の度合い」ではなく、物理的事象を主語とするような客観的な概念でなければならぬであろうということは容易に推定できる。そして、実際的にも、通常「リスク」は、客観的確率としての「統計的頻度 (frequency)」を基礎にして語られるのである。しかるに、頻度は、現在たまたま個体に関して発生している事象ではないので、やはり、この点においても、意味上個体に対して発生している「被害」とは様相を異にしているのである。

ただし、客観的な確率解釈には、頻度以外に、ポパーに由来する「傾向性 (propensity)」という、個物的事象に内在する客観的確率の概念もあり、それを「リスク」に適用するならば、「リスク」もまた、現在たまたまフィジカルに成立している事象ということになり、「被害」の一樣態として申し立てることができるかもしれない、という疑問は当然湧くだろう。しかし、実は、どのように「傾向性」の確率値を宛うか、ということになると「長期的傾向性説 (the long-run propensity theory)」がプラクティカルに有望であり、それは結局、個体個体の現実事象としての「傾向性」ではなく、「再現可能な条件」のもとでの「相対頻度 (relative frequency)」として値を導き出すという考え方であり、事実上、結局は頻度説との融合に至る (Gillies, 2000, p. 131ff)。だとしたら、やはり、確率込みの「リスク」は、「被害」とは概念的に異なると言わなければならない。

さらに、「リスク」を一種の「被害」だとしたならば、当然、被害者はそれを避ける権利をもつということになる。

しかるに、このような権利概念を認めることで、かえって別の、まさしく現実態としての実的「被害」が逆に発生してしまおうという指摘が、つとに提起されている。先の車の例を想起すれば、このことはすぐに分かる。国道で車を運転することが沿線住民にリスク増大という被害を与えるので、沿線住民が車の通行禁止を求めてよい、ということになるだろうか、という思考実験である。あるいは、自分が道に立っていることが他人に対してリスク増大をもたらすので、道に立っていることは禁止されるのだろうか。そういう禁止を履行したならば、実際の被害・支障が出るので、少なくとも禁止をした側が被害の賠償をしなければならぬ、ということにさえなると考えるのが妥当だろう。ノージックがこの点、明確に指摘している。彼はまずこういう。

誰かがある行為のリスクをカバーする十分な手段や責任保険なしにその行為を遂行したならば、その人は他人の権利を侵害したことになるのだろうか……他人に対してリスクを増大させる行為は膨大な数に上るので、そうしたカバーされていない行為を禁止する社会は、特定の形で他者に危害を加えない限りさまざまな行為を遂行することが許されるという自由のための前提を体現している社会、そういう自由社会の像にはうまく当てはまらない (Nozick, 1974, p. 78)。

そして、それでもリスクのある行為を一律に禁止するという発想に対して、こう断罪する。

こうしたタイプの行為を、それは他者に対して危害を与えるかも知れないし、特定の人々がそれを遂行するときには特に危険性が高い、という理由でその行為をその者に対して禁止する場合、自分自身の安全性を高めるためにこの禁止を行う者は、禁止を受けた者に対して、彼らが被る不利益を賠償しなければならぬ (Nozick, 1974, p. 81)。

このように内省してみるならば、「リスクを増大させることは被害をおよぼすことであり、よって罰したり禁止し

たりすべし」といったシンブルな議論は、実はとんでもない乱暴な議論であり、それ自体まさしく他者に被害をもたらすような、有害な発想であることが明白になってくる。やはり、「リスク」について考えるときは、基本に戻って、定量的に、過大評価も過小評価もしないよう、慎重に評価していくべきである。当たり前のことだが、巨大なリスクは可及的速やかに避けるべきであり、微少なリスクを禁止してかえって別の面で有害な帰結を生じさせることも避けるべきなのである。

六 予防原則の虚妄性

私の理解では、以上に展開した議論はむしろ常識の部類に属するものであって、紛れないことのように思っていた。けれども、原発事故によって放射性物質拡散という事態が起こると、一部の人々は、「確率」の概念をいわばすっ飛ばして、「放射線被曝にはともかくも危険性がある」という命題（「命題D」と呼ぼう）だけに焦点を合わせて、放射線被曝を避けることのみをプライオリティとして主張した。「命題D」はおそらく真であろう。だが、真理を構成する命題は「命題D」だけではない。「命題D」を含めた全体の勘案の中で意思決定すべき、というのが本当のところなのだ。必ずしもそうした当然の考え方は共有されず、意思決定の基盤として「命題D」だけが取り上げられることになってしまった。

そうした動向を促した一つの要因として、「予防原則 (precautionary principle)」というものがあつたと考えられる。「予防原則」とは、環境問題に関して主として欧州において取り上げられてきた考え方で、要するに、「たとえ原因と被害の間の因果関係が科学的に不明でも、深刻かつ不可逆な被害の恐れがある場合には、予防的措置がとられなければならない」という考え方のことである。「予防的措置をとるべきである」とする強い形（「ウィングスプレッド声明」など）と、「科学的明証性の欠如を予防的措置延期の理由としてはならない」とする弱い形（「リオ宣言」など）と区分けされることもある（Morris, 2000 参照）。この「予防原則」の考え方は、一九七〇年代のドイツで環境政策の一つと

して取り上げられて以来、気候変動、生物多様性といった問題へと適用されていき、今日では、環境問題を越えて、遺伝子組み換え食品、食品衛生、血液製剤といった領域にも適用されつつある。そういう意味で、「予防原則」は、「科学技術がもたらす負の効果と向かい合うために『法』が今日訴えることのできる重要な手立てとなりつつある」(中山、二〇〇四、二六六―二六七頁)。

簡単に言えば、「予防原則」とは、「君子危うきに近寄らず」あるいは「転ばぬ先の杖」という方針のことであり、意思決定理論でいうところの「優越原理」、ゲーム理論でいうところの「マキシミン原理」と発想としては軌を一にしている。「優越原理」とは、どんな事態になったとしても「よりましな選択肢」、つまり優越するものを選べ、とすの方針のことであり、「マキシミン原理」とは、「最悪の場合を考えて、それでもまだましな選択肢を選べ」という戦略であり、両者とも「確率」は主たる要素として考慮せず、最悪のケースを想定することによって選択決定をするという考え方である。そうした姿勢は、やはり「確率」は問題とせずに、「深刻かつ不可逆な恐れをとにかく避けるべきだ」とする「予防原則」の考え方と共鳴しあうと思われるからである。

こうした「予防原則」の考え方は、一見して大変説得力がある。誰しも、異臭のする食物は念のため避けるだろうし、道路を横断するときには左右確認をする。「最悪のケース」を避けようとする。このように直観されるので、多くの人々は、放射線被曝に関しても、「最悪のケース」——この場合は「がん死」だろうが——を避けるよう行動すべきだ、と主張したのであると思われる。この主張それ自体に関しては「予防原則」は正しいし、実際、原発事故発生直後は、避難するしか道筋はなかった。なんの情報もないし、心理的にも切迫するのは無理からぬところだったからである。けれども、少しく冷静に考えるならば、「予防」という行為は、いろいろな条件が整っているときにのみ有益だ、ということに気づく。暗い道で危なそうなので、「君子危うきに近寄らず」としてそこを通らないと考えても、そこしか道はなく、しかも後ろから火が迫ってきた、という場合はどうか。「転ばぬ先の杖」と言っても、杖に毒物が塗られていたらどうか。同じことは「予防原則」にも当てはまる。環境問題で「予防原則」が適用可能なよう

に考えられるのも、予防行為をすることで別の大きな支障が生じないという条件が整っているからである。道路の左右確認をしても別に私たちは損害を受けないし、腐った食品を取らなくても飢え死にしない。そういうことが暗黙的に前提されているからこそその予防行動なのである。これは当たり前のことだろう。

にもかかわらず、放射線被曝に対して「予防原則」を適用しようとするとき、そうした条件が整っているかどうかはほとんど無視された。「予防原則」は、無条件的に妥当する意思決定の基本的かつ普遍的な原理であるかのように、論争の決め球として用いられた。被曝には致命的な危険性があるのだから、「予防原則」に従って、それを回避すべきである、という主張だけが正当であるかのような扱われ方がなされたのであった。けれども、私は、こうした論じ方に対して、当初からなんとも居心地の悪さを感じないではいられなかった。というより、明白におかしい、と感じていたのであった。

正直な言い方をしよう。「予防原則」が無条件的に妥当する、などということは明らかに虚言であり、そうした虚妄性は誰にとっても明らかであるはずなのに、なにゆえその虚妄性を欺瞞的に糊塗しようとする人々がいるのかが、私には不可思議、というよりびっくり仰天することだったのである。先に「リスク」に関して述べたように、私たちの生活には（場合によっては致命的な、つまり不可逆的な）危険が発現する可能性がつねに充滿しており（呼吸をしているだけで活性酸素が発生している）、少しでも危険性のあるものは避けよ、という「予防原則」を一般的に採用するのだとしたら、呼吸も食事も散歩も禁止されなければならないことになる。しかし、そうだとしたら、呼吸も食事も禁止されるのだから、「予防原則」を採用することは、私たちの生命を脅かすことになる。私たちは、当然のことながら（あまり当然すぎて言うにも恥ずかしいが）、呼吸や食事の危険性を強調するのはおかしいのではないかと疑うべきなのではないか、よって「予防原則」はどこか狂っていると疑うべきなのではないか。

この点は、アメリカの哲学者サンスティーンがとくに指摘していることでもあった。サンスティーンはこのように述べる。

被害を暗示する証拠は、しばしば事柄のあらゆる側面において見出される。そしていかなる場合でも、そのように暗示される被害は結局のところ注意を払うに値する警告ではなく、かえって、不当な恐怖とさまざまな種類の重大な社会的損失を生み出す誤った警告であることがしばしばである (Sunstein, 2007, p. 130)。

そうであるなら、奇妙な事態が招来される。「予防原則」に従うならば、「予防原則」それ自身が採用禁止されるべきである、ということになるのだ。サンスティーンはこの点についてこう表現する。

「予防原則」に関する本当の問題は……それが指針を提示しない、という点である。原則が間違っているというのではなく、「予防原則」は、規制を含む、あらゆる行動方針を禁止してしまうのである。「予防原則」を真剣に受け止めると、「予防原則」が要求する措置それ自体が同時に禁止されるという、麻痺状態 (paralyzing) になる (Sunstein 2007, pp. 125-126)。

「予防原則」を、その発想の原点に忠実にしたがって、「確率」を度外視して、最悪のシナリオをつねに想定して意思決定するという一般的な意思決定基準として捉える限り、自己矛盾に陥り、不合理性の中で麻痺状態に陥るのである。

七 道徳のディレンマ

実は、「予防原則」に対しては、上に述べた、自己矛盾・自己麻痺に陥る、それゆえ「原則」とは名ばかりで、いかなる指針をも示せない、という決定的難点だけでなく、他のいくつかの批判もすでに突きつけられている。たとえば、「予防原則」を表現する仕方が複数あり、しかもどう考えてもすべてが同値とは言えないので、そもそも「予防原則」とは何であるかが不明である、という点もかなり致命的である。また、個々の表現の中身も明晰でない、という点も指摘される。たとえば、「リオ宣言」などに出ている「不可逆的な被害」というときの「不可逆的な (irre-

versible)」とは、どういう意味か。あるいは、「予防原則」でしばしば述語として使用される「カタストロフィー」とはどういう意味か。津波被害は不可逆的か。火災被害はどうなのか。そもそも各個人の「死」は「カタストロフィー」なのか。さらに敵密に言えば、「熱力学第二法則」に従う限り、森羅万象は不可逆的であるとも言いうる。だとしたら、「予防原則」の規定は有名無実となってしまうのではないか (Manson, 2013 参照)。

ここで特に注目したいのは、「予防原則」によって特定の危険性を避けようとすることによって、まったく別の危険性が生まれてしまうという、考えてみれば当然至極の事態に着目することによる「予防原則」批判である。この場合、それぞれの危険性は確率込みの蓋然性と考えられるので、こうした「予防原則」批判の文脈では「リスク」の概念が復活する。すなわち、この批判の趣旨は、「予防原則」的考え方を採用して特定の「リスク」(目標リスク (target risk)) と呼ばれる) を避けようとすることによって、別の新たな「リスク」(対抗リスク (countervailing risk)) と呼ばれる) が生まれるのは必定なので、結局は「リスク」と「リスク」を比較して方針を意思決定していくという、「リスク・トレードオフ (risk tradeoffs)」の考え方が導入されなければならず、それは結局、「確率」ひいては量的概念である「リスク」の考え方をすつ飛ばして、量的思考ではなく「あるかないか」の思考を採用して、危険性のあるものは避けよ、としたもともとの「予防原則」の思想を換骨奪胎してしまうだろうという、そういう論点にある (Graham and Wiener, 1995, pp. 10-12 参照)。一つのリスクを避けると、別のリスクが生じる、ということは、戦国時代の戦の戦略を考えれば分かりやすい。一つの場所の守りを固めるため兵力をそこに集中させると、別の場所が手薄になる。手薄になる場所の背後に、同盟する大名が控えている場合には、そうした兵力集中は大変有効である。しかし、背後にも敵がいる場合は、守りを固めた場所は安全になったとしても、戦況全体としてはやはりあぶないのである。

これに対して、「予防原則」の中に「リスク・トレードオフ」の思考法を内在させるといふ方向での「予防原則」擁護もありうるだろう (Sandin et al., 2013 参照)。実際、中山竜一が報告しているように、二〇〇〇年に発せられた

「予防原則に関する欧州委員会報告」では、「予防原則適用に当たっての指針」という章があり、そこでは「費用便益分析」がときとして必要であることが触れられている(中山、二〇〇四、二六七〜二六九頁)。だとしたら、こういう文脈での「予防原則」とは、確率込みのリスク評価・リスク管理と異ならない。しかし、なにゆえ「予防原則」という呼称に執着するのか。伝統的な意味でのリスク論的思考つまりは期待効用最大化原理の考え方に対比的に、「予防原則」が提唱されたのではなかったのか。私は、こうした「予防原則」擁護は、結局、「予防原則」という発想をなき物にしてしまう、自己破滅的な議論だと思⁽³⁾う。

さて、では、今回の福島原発事故に沿って、放射線被曝に対して「予防原則」を適用する際、何が「目標リスク」となり、何が「対抗リスク」となるのか。紙幅の関係もあるので、ざぱり要点のみを、ある程度俯瞰的に単純化して述べよう(全体の状況を見るためには、俯瞰的単純化は十分に有用である)。放射線被曝に「予防原則」を適用する場合、「目標リスク」は、言うまでもない、「放射線被曝」のリスクである。それに対して、「目標リスク」を避けることによって生まれる「対抗リスク」は、避難行動による被害(病死、自殺、健康悪化、避難生活の不便など)、避難すべき地域であるという理解によって生まれる被災地産物(生産者が規制値以下に抑えて生産したもの)への忌避・差別、避難を勧奨する言説が被災地にとどまる人々に対して与える、将来に対する心理的ダメージなどである。つまり、事故による放射性物質拡散という事態に面したとき、私たち(とりわけ、福島第一原発直近の場所以外に暮らす東日本人々)は、単純化すれば、次の図1のような二つの選択肢に直面している、ということになる。

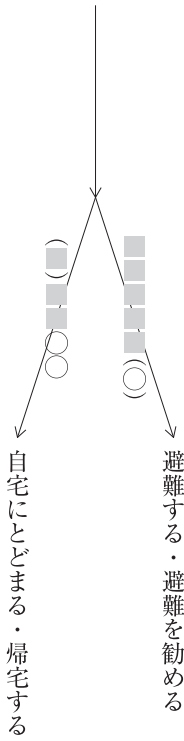


図 1

「■」は損失であり、「○」は便益である。また、() は、現実態ではなく可能態である、という意味である。

「目標リスク」を重視して、「避難する・避難を勧める」という選択肢を採った場合、放射線被曝のリスクを避けられる。ただ、現状では、これが、そうでない場合と比べて、どれほど便益をもたらすか明らかでないので、便益は可能態として捉えられる。なぜなら、すでに四節で触れたように、現状、福島県民の内部被曝はほぼゼロであり、外部被曝もまた、事故後三ヶ月の積算実効線量で、九九パーセント以上の方が一ミリシーベルト以下であり、幅をもたせて見積もっても五ミリシーベルト以内にはほぼ全員が収まるからである。しかるに、東京大学大学院医学系研究科による「後ろ向きコホート研究」にしたがえば、避難後の高齢者の死亡率は避難前の二・七倍に増大したという (Nomura et al., 2013)。そして、死亡まで至らなくとも、仮設住宅^(↓)などの避難生活の困難さは想像に難くない。実際、運動不足による肥満や高脂血症の増大の報告がなされている。また、避難すべき地域であるという理解による被災地産物忌避の傾向は依然として続き、福島の生産者が呻吟していることはいまでもない。また、多くの人々が避難行動を取り、それを他人にも勧奨するとなると、福島の若者に与える影響は大きい。中西準子はこの点、懸念を表明している。

リスク評価研究をしていて、実は気の重いことがあります。それは、非常にささやかなリスクを語ることで、暴露したかもしれない人の不安を大きくし、また、差別を呼び込んでしまうことです。そのことがリスクを表に出すことで起きてしまうことが、とても辛いです。今回のことでは、福島の女の子たちが、そういう差別という被害を受けているかもしれないと思うと、考えてしまうのです (中西、二〇一二、七六頁)。

中西は、こうも述懐している。

しばしば、「影響は大きい」と警鐘を鳴らすことで、特定の人が不幸になってしまうことに、その時、気付きました(中西、二〇一二、七六頁)。

リスクを語るといふことのデリケートさに思いを致さないではいられない。ともあれ、死亡率がおよそ三倍になったこと、避難生活の困難さ、産物忌避、心理的傷を勘案して、しかもそれがすべて現実態としての「被害」であることに照らして、「■」を五つにした。

これに対して、以上に述べたような「被害」の発生、すなわち「対抗リスク」を考慮して、避難せずに自宅にとどまった場合あるいは自宅に帰還した場合のことを考えてみよう。この場合、まず、放射線被曝というリスクを被る。しかし、すでに述べたように、そのリスクが顕在化して「被害」となるかどうかは判然としない。よって、その「■」は(一)付きである。けれども、それ以外に何も被害を被らないわけではない。被災地のインフラの不十分さからくる困難、放射線被曝に対する心理的不安、などは現実態としての「被害」であろう。ただ、とどまることの便益もある。一つは、自宅を保守できる、ということである。これは大きい。また、おおよそ日常的な生活を続けられるので、仮設住宅などでの生活に比べて、健康によい。実際、比較的高い空間線量の地域である相馬市玉野地区に避難せずにそのまま住み続ける人々の健康状態が、仮設住宅に暮らす人々に比べて良好である、という報告がなされている。⁽⁵⁾以上より、現実態としての「■」は二つ、「○」も二つにした。

こうした条件のもと、私たちは選択を迫られた、あるいは迫られている、わけである。この場合、当事者の観点と行動を勧奨する人の観点、そして社会全体の損益というすべてを勘案したとき、一種の「道徳のディレンマ」に陥っていると考えることができる。一方の道筋を選択して、特定の便益を得ようとする、別の損失・被害を招いてしまうのである。「道徳のディレンマ」のモデルケースである「トロリー問題」と構造が酷似している点からも、こうした点が確認できるだろう。今回の事故によって、私たちは、いずれにせよ被害性がなんらかの形で避けられないディ

レンマに陥らされてしまったのである。⁽⁶⁾ 原発事故というものの罪の深さを思わないではいられない。ただし、放射線被曝によるがん死は、避難生活による病死や自殺死などと比べることができない、圧倒的に悲惨で特別な死である、と捉えている人々には私の議論は受け入れられないだろう。私は、家族が放射線被曝による急性症状で死んだり、放射線被曝によってがん死したりしてしまったら、大変に悲しい。しかし、避難生活のストレスの中で他の病気で亡くなったたり、自殺死してしまった場合も、同様に悲しい。悲しさに相違はない。相違がある、と捉える方々とは、たぶん、折り合えない。

八 合理性のキネマティクス

以上、「認識論的アプローチ」にのっとって放射能問題を考えていったとき、おのずと生じるであろう見方、あるいは生じてしまった見方、すなわち、低線量被曝を被害性と捉えて、何よりそれを回避すべきではないか、という見方を検討した。そこから理論的に確認されたのは、すなわち、低線量被曝のリスクとその他のリスクとを比較考量して、つまりは線量がどれくらいかといった定量的思考を交えて、意思決定すべきである、という至極当たり前の論点であった。私はこれは紛れなどないと思う。むしろ、考えるまでもなく、自明だと思うのである。だとすると、しかし、どうしても浮かび上がる疑問がある。なにゆえ、あんなにも自己矛盾的で不合理な「予防原則」を声高に叫び、低線量被曝の危険性のみを訴え続ける人がいるのだろうか。本気でそれが正しいと思っただろうか。自分に嘘をついているのではないか。大変に大きな疑問である。先に引いたサンステインもまた、この疑問を率直に述べている。

いたるところにリスクが存在しているという事実直面したとき、「予防原則」が魅力的に思われるということには謎がある (Sunstein, 2007, p. 133)。

そして、こう喝破した。

私たちは、なにゆえ合理的な人々が「予防原則」を支持してしまうのかについて問う必要がある。「予防原則」自体がリスクを生み出すなら、そしていかなる行動指針にも最悪のシナリオが存在するなら、「予防原則」が真の指針になると信じる人々がいることは理解できない……もっと興味深い答えは、「予防原則」が指針を示すと思われる理由は、実際に存在するリスクの中から一部の部分集合だけを人々が選び出しているから、というものである。言い換えれば、「予防原則」を用いる人々は目隠しをしているのである (Sunstein, 2007, p. 131)。

サンスティーンは、こうした不合理な事態を説明する要因の候補として、ツベルスキーとカーネマンの研究以来一般にも知られることになった「手に入れやすさ (availability)」や「損失忌避 (loss aversion)」といった、心理学的な認知バイアスの概念を挙げている。

私は、しかし、他の接近法があると感じる。私にとって有力に思われるのは、「自」欺瞞 (self-deception)」という不合理性の事態をここに見届ける、というものである。ただ、あらかじめ考えておくべき問いがある。すなわち、では、不合理性や自己欺瞞をここに認めて、それをどうしようというのか、という問いである。その心理のメカニズムをさぐるのか、それとも人々は不合理な思考にしばしば陥る、という事実記述で話を終えるのか。ここには、かつてデイヴィドソンが鋭くも看破した「不合理性のパラドックス」の亀裂が顔をのぞかせている。デイヴィドソンは、次のように表現している。

もし不合理性をあまりにうまく説明してしまうと、それは隠れた形の合理性であることになってしまいます。他方で、あまりに不安と不整合性のせいにしてしまうと、そもそも不合理性の診断を正当化するのに必要とされる合理性という背景を撤回してしま

うことによって、不合理性を診断する能力を単に損なってしまうだけになってしまう (Davidson, 1982, p. 303)。

まだ詳述できるほどに考えが熟していないが、最後に、この根本的な問題についての私のアイディアを素描しておく。

それは、「合理性」(つまり逆に言えば「不合理性」というのは、どうしても、「論理的真理」とか「論理的矛盾」をモデルにして考えられがちであるがゆえに、「無時制的 (tenseless)」あるいはせいぜい「共時的に (synchronic)」にのみ論じられる傾向にあるが、それだけでなく、人々が「合理性」をそのつどどう実際に捉えているか、という「通時的 (diachronic)」な視点を加えて「合理性」を捉え直していったらどうだろうか、というアイディアである。デイヴィドソンは、「アクラシア」に代表される不合理性や自己欺瞞を論じる過程で、アリストテレスの議論に言及し、「アリストテレスは、意志の弱さは一種の忘却に基づいているという考えを示唆した」(Davidson, 1982, p. 295)と述べている。こうした、デイヴィドソンのいうアリストテレスの議論は、大きなヒントになる。人々は、新しい事態に直面したとき、衝撃や恐怖のゆえにだろうが、何かを忘却した状態で「合理性」を捉える。しかし、後になると、忘却していた側面を再び想起して、その「合理性」概念が阻却される。おそらく、こうした事態が自己欺瞞や不理性の実相なのではないか、と思うのである。少なくとも、自己欺瞞を後で認めたり、後悔したりする場合には、こうした理解が当てはまる。

このように通時的に事態を捉える場合、「合理性」には少なくとも二層構造があることになる。一つは、そのつどそのつどの個別状況・個人レベルでの「合理性」であり、これは万人において合致している必然性はない(ある種の人々にとっては、大安や友引の日を考慮しながら行事を行うことは合理的である)。もう一つは、一定の期間内での持続する視点からする「合理性」であり、これは複数の人々の共同観念(共同幻想?)によってゆるく構成されている。第一の「合理性」は、場合によっては、第二の「合理性」によって「不理性」として位置づけられる(カルト教団の教義

によって荒修行を行うことは社会的には不合理とされる。そのように位置づける主体が本人である場合、後悔が生じるわけである。しかし、第二の「合理性」もまた、不変不動のものなわけではなく、さらに長いスパンの中で変容していく可能性を秘める(近世初期までは、健康のため水銀を飲むことは合理的だったが、いまは違う)。いずれにせよ、こうした仕方でも描かれる合理性・不合理性の描像は、決して不合理性を合理性に帰着させているわけでもないし、不合理性をそのまま全面的に放置してしまうのでもない。デイヴィドソンの言う「不合理性のパラドックス」からはかろうじて免れた描像だと思ふのである。そして、これはつまり、時間の経過とともに「合理性」概念がいわば運動していくようなありようをしているということなので、これを「合理性のキネマティクス」と呼ぶことができるだろう。

しかるに、こうした描像のもとで合理性・不合理性を捉えるということは、合理性という高度に規範的な概念に対して、通時的な運動という事実記述的な視点を混ぜ込める、ということにほかならない。これは、例の「自然主義的誤謬」に陥る考え方ではないか。しかし、私は、ここに深刻な問題があるとは思わない。本稿の冒頭で触れた「罪刑法定主義」の考え方に立ち戻ってみよう。それは、犯罪被害というものは、何か現実態としての現象が起こったという記述的事実を踏まえたうえで、制度負荷的な、つまりは規範的な視点を混ぜ込めることによって姿を現してくる、という考え方であった。つまり、実は、「被害」の概念もまた、本来的に現実態としての事実という本質をもちつつも、規範性の傾きを内包している、つまりは事実性と規範性の混合なのであった。ならば、逆に、合理性という、本来的に規範性として成り立っている様相にも、事実性が混合されていることも奇妙ではない。実際、放射能問題に関しても、人々の漠とした不安感や恐怖感それ自体を「放射線被曝による現実態としての直接的被害性」として捉えることが合理的である、とする見方が将来的に形成されてくるかもしれない。矛盾を容認するロジック(パラコンシステント論理)さえ提起されうるのだから、この程度の合理性概念の変遷は十分に想像可能だからである。

いずれにせよ、「被害、リスク、合理性」は、順に事実性から規範性へと向かう概念の並びであり、相互に区別されつつも、いわば相互浸透しあう側面をも有しているのであり、そうしたありようが、「予防原則」といういわば鬼

子をたたき台として垣間見えてきた。そして、そうした眺望の果てに「合理性のキネマティクス」と呼ぶべき様相が浮かび上がってきたのである。こうした「合理性のキネマティクス」について、さらに追究していくこと、それが次なるミッションとなるだろう。

〔注〕

(1) 私は、二〇一三年七月一二日に、福島県立福島高校に招かれ、「生と死、そして道徳のディレンマについて考える」と題して、講演を行った。講演後、十数人の生徒さんたちとテールディスカッションも行った。そこで気づいたことは、多くの福島の高校生は、あまり放射能問題について議論したがない、ということである。「何か論じたいことはありませんか」と水を向けても、「何もない」と答えるのである。彼らは、すでにいろいろな情報を得て、自分自身で考えて、福島の現地に居残ることを決断した人々である。蒸し返されたくない、という想いがあるのだろうと私は理解したし、十分に共感できる状態であった。ところが、ディスカッションを担当していたた高橋先生から伺った後日譚によると、プログラム終了後に、「議論したいことは何もない」と答えた生徒さんが、泣きながら、「本当は発言したいことがあった」と言ったそうである。事柄のデリケートさがひしひしと伝わってくる。こうした被災地に暮らす若者に対して、外部の人が、「早く避難すべきである」とか、「不安に思うのは当然である」と述べるとしたら、そうした発言は、たとえ善意に発するのだとしても、よほど配慮をしないと、実はかなり被災地の若者にダメージを与える。将来への不安を与える。したがって、そうした発言を行う者は、自分の発言が本当にしっかりと根拠に基づくかどうかを、心して確認する義務がある。むろん、本当に危ないならば絶対に逃げなければならないし、不安に思うべきだが、必ずしもそうでないならば、「危ないから逃げろ」「不安に思え」といった発言はゆめゆめしてはならない。危険性やリスクは、過少に見積もっても、過大に見積もっても、いけない。難しいことだが、そのままネットの値で伝えなければならない。そうした配慮なしに、軽々に語ることは、多くの人々を傷つけることになってしまふことに、ぜひ思い至ってほしい。これはまことに繊細な問題で、いま日本人の道徳性が問われているのである。なお、福島高校での講演に際して、本間稔校長先生、浜田伸一教諭に大変お世話になりました。この場を借りてお礼申し上げます。

(2) 人々の最も根源的な利益に対する妨げを生じさせる、という意味で、リスクに暴露されることそれ自体が「被害」である、と考える論者もいる。たとえば、フィンケルシュタインは、通常のフィジカルな次元で生じる「結果被害 (outcome harm)」だけでなく、「リスク被害 (risk harm)」という概念を導入しているが、その根拠は、通常の、自殺念慮のない人で、がん発症のチャンスを高めることを選ぶ人はいないので、がん発症リスクを増大させることは自身の基本的利益に対する妨げになる、という点だとされている (Finkel-

stein, 2003, p. 974)。ペリーは、フィンケルシュタインの見方に対して、利益の妨げがすなわち被害になるとは言えない、として、自分がポリシヨイパレエの公演を楽しみにしていたときに、公演がキャンセルになった場合、残念には思うが、被害を受けたことにはならないだろうと論じている (Parry, 2007, p. 201)。私自身は、「結果被害」と「リスク被害」とを区別している時点で、すでに「被害」と「リスク」の内包的相違が承認されているのではないか、とまずは論じたい。加えて、本稿で述べたように、がん発症リスクの増大などという事態は、量的多寡を問題にしなければ、放射線被曝や活性酸素の発生という意味で、日常的に四六時中生じているので、「リスク被害」という概念は空転していく、という論点も再確認したい。

- (3) 中山竜一は、統計的な費用便益分析あるいは期待効用最大化原理に基づく意思決定や法体系は予測可能なリスクに基づいているのに対して、「予防原則」の眼目は、「計算不可能なリスク」というものが出現したことによる認識論的枠組みの変化に対応した新たなアプローチを提起しているところにある、として、「予防原則」の意義をポジティブに評価している (中山, 二〇〇四)。⁶ 趣旨は理解できるが、「計算不可能なリスク」という概念が理解しにくい。中山の言葉によれば、それは、「ひとたびそれが現実化すれば一つの社会全体、あるいは地球全体に壊滅的損害をもたらしかねないような甚大な規模となる恐れがあるもの」(中山, 二〇〇四、二七二頁)と規定されているように読める。しかしでは、三・一一の津波震災は「計算不可能なリスク」だったのか。福島原発事故はどうか。あるいは、携帯電話の電磁波は、将来的に見て、「計算不可能なリスク」をもたらすと言うべきなのか。iPS細胞の実用化はどうか。正直に言えば、こうした「計算不可能なリスク」という、いわばカタストロフィ的な概念を導入することは、事実上止められないような過剰なリスク評価をもたらして、現実離れしてしまいうことになるか、と危惧する。論理的には瑕疵はないのだが、あまりに理想主義的な「形而上学的アプローチ」に入り込みすぎて、潔癖症的なゼロリスク観念に至り、結局のところ、具体的施策には使用できない、という結果になってしまいうように思われるのである。私は、かえって、日本文化の基礎をなす「無常」の観念や「常住死身」の思想に立ち返り、人々はいずれ死ぬ、人類はいずれ滅びる、という覚悟のもとで、最善の安全策・改善策を(たぶん伝統的な費用便益分析を最大限に精緻に駆使して)全力で講じる、という態度の方が誠実であるように感じる。
- (4) 私は、二〇一三年三月はじめに、福島県伊達市にて開催された「福島原発事故による長期影響地域の生活回復のためのダイアログセミナー」に出席してきた。そこで、福島にて医療活動に携わる小早川義貴氏の報告により、問題の中心は、放射線被曝というよりもむしろ、避難した人々の避難生活に起因する肥満や高脂血症の増加であり、それに対応する行政保健師の充実が求められている、という実情を知るに至った。
- (5) 二〇一二年一月二日『朝日新聞』朝刊「私の視点」欄に掲載された、相馬中央病院医師の石井武彰氏のレポートに基づく。
- (6) ただし、私個人は、図1に示された事態を冷静に見るとき、全体としては、(福島第一原発直近地域を除く地域に暮らす)福島県の

人々がそのままとどまる、あるいは避難した方々に関しては、時間切れになる前に自宅に戻る、そして免疫力を高める生活態度を心掛けていく、という選択の方が被害を少なく押さえることのできるベターな行動である、と評価している。ただ、そうした意思決定には、年齢、家族構成、職業、教育などの多様な要因がかかわり、個人個人において事情は千差万別なので、最終的には個人の判断によるしかない。研究者は、そうした各個人の判断に対して、できる限り良心的な判断材料を誠実に提示することに努めるべきだと考える。いずれにせよ、私自身、微力ながら、被災者の方々に對して支援の気持ちを少しでも伝えることができれば、とても嬉しい。私は、福島そして東北の地が必ずや復興することを強く信じている。

〔参考文献〕

- Davidson, D. (1982) "Paradoxes of irrationality," R. Wollheim and J. Hopkins eds., *Philosophical Essays on Freud*, Cambridge University Press, pp. 289-305. (邦訳「不合理性のパラドクス」金杉武司訳『合理性の諸問題』春秋社、二〇〇七、二七六～三〇五頁)。
- Duff, A. (2003) "Restoration and Retribution," A. V. Hirsch, J. Roberts, A. E. Bottoms, K. Roach and M. Schiff eds., *Restorative Justice and Criminal Justice: Competing or Reconcilable Paradigms?*, Hart Publishing, pp. 43-59.
- デュボア、ジャン＝ユゼフ (二〇一七) 『ミナソの小形而上学』(嶋崎正樹訳、岩波書店)。
- Finkelstein, C. (2003) "Is risk a harm?," *University of Pennsylvania Law Reviews* 151, pp. 963-1001.
- Gilles, D. (2000) *Philosophical Theories of Probability*, Routledge.
- Graham, J. D. and J. B. Wiener (1995) "Confronting Risk Tradeoffs," J. D. Graham and J. B. Wiener eds., *Risk vs. Risk: Tradeoffs in Protecting Health and the Environment*, Harvard University Press.
- 放射線医学総合研究所編 (二〇〇七) 『低線量放射線と健康影響——先生、放射線を浴びても大丈夫?と聞かれたら』医療科学社。
- 一ノ瀬正樹 (二〇一三 a) 『放射能問題に立ち向かう哲学』筑摩選書。
- 一ノ瀬正樹 (二〇一三 b) 『放射能問題の被害性——哲学は復興に向けて何を語れるか』『ポスト福島の哲学』(東洋大学国際哲学研究センター編、二〇一三) 一九～四七頁。
- Manson, N. A. (2013) (originally 2002) "Formulating the Precautionary Principle," A. Bird and J. Ladyman eds., *Arguing About Science*, Routledge, pp. 607-616.
- Morris, J. (2000) "Defining the precautionary principle," J. Morris ed., *Rethinking Risk and the Precautionary Principle*, Butter-

worth-Heinemann, pp. 1-21.

中西準子 (二〇一二) 『リスクと向きあう——福島原発事故以後』中央公論新社。

中山竜一 (二〇〇四) 「リスク社会における法と自己決定」田中成明編『現代法の展望——自己決定の諸相』有斐閣、二五三〜二八〇頁。

Nomura, S., S. Gilmour, M. Tsubokura, D. Yoneoka, A. Sugimoto, T. Oikawa, M. Kami, and K. Shibuya, (2013) "Mortality Risk amongst Nursing Home Residents Evacuated after the Fukushima Nuclear Accident: A Retrospective Cohort Study." *PLOS ONE* on line. 27 March 2013. (日本語による要約は www.n.u-tokyo.ac.jp/news/admin/release_20130327.pdf を参照)。

Nozick, R. (1974) *Anarchy, State, and Utopia*. Basic Books, Inc. (邦訳『ナニーキー・国家・ユートピア』島津格訳、木鐸社、一九八五)。

Perry, S. (2007) "Risk, harm, interests, and rights." T. Lewens ed., *Risk: Philosophical Perspectives*, Routledge.

Sandin, P., M. Peterson, S. V. Hansson, C. Rudén, and A. Juthe (2013) (originally 2002) "Five Charges Against the Precautionary Principle." A. Bird and J. Laddyman eds., *Arguing About Science*, Routledge, pp. 617-628.

白井駿 (一九八四) 『犯罪の現象学——犯罪に関する法哲学的研究』白順社。

Sunstein, C. R. (2007) *Worst Case Scenarios*. Harvard University Press. (邦訳『最悪のシナリオ——巨大リスクにどこまで備えるのか』田沢恭子訳、みすず書房、二〇一一)。